

## 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和7年度 「冬期走行注意喚起」新聞広告
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 安永 一夫 徳島県徳島市上吉野町3-35
契約締結日	令和 7年11月28日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般社団法人徳島新聞社 徳島市中徳島町2-5-2
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,557,500-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,557,500-
随意契約による こととした理由	<p>本役務は管内直轄国道において冬期の積雪や路面凍結による事故、スリップ、走行不能を回避するため、その危険性や注意点を道路利用者に広く周知し、安全運転や車両装備の充実を促す啓発広報として、新聞による広報を行うものである。</p> <p>「冬期走行注意喚起 新聞広告」は、徳島県全域の県民及び一般国道を通行する車両のドライバーに対して冬期の一般国道を安全に道路走行を行ってもらうため、徳島県内全域が販売の対象であること。毎日配達を行う新聞社が本件作業を行う要件である。</p> <p>(一社)徳島新聞社発行の「徳島新聞」は、徳島県内で発行されている各新聞社の新聞紙の県内発行部数と広告料金を比較検討した結果、新聞1部あたりの広告価格が時価と比較して著しく有利な価格であり、県内発行部数占有率も高く十分な広報効果が期待できるため、本役務の目的を達成するのに最も有利となる。</p> <p>よって、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第4号ロにより、(一社)徳島新聞社と随意契約を行うものである。</p>
備 考	